堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

 堺市監査委員
 信
 貴
 良
 太

 同
 小
 堀
 清
 次

 同
 藤
 坂
 正
 則

 同
 播
 磨
 政
 明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査		
監査実施期間	令和 4 年 11 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月		三 3 月 29 日
措置を講じた部局等		北区役所	
指摘事項	等	措置内容	所管部課
4 (1)			
介護保険料について			
堺市介護保険条例に基づき、介護			
保険料の減免、徴収猶予に係る事			
務、並びに介護保険料の収納事務を			
行っている。			
この事務について、以下のとおり			
指摘すべき事項があったので、適切			
な処理をする必要がある。			
ア 介護保険料の減免審査			
堺市介護保険条例では、市民税		御指摘を受け、令和 5 年 2	北保健福祉総合
を課税されていない世帯であっ		月 8 日付けで減免取消通知書	センター
て、市長が生活に困窮していると		及び減免額(27,160円)の納	地域福祉課
認めるもの(以下「生活困窮者」		入通知書を申請者に送付し、	
という。)は介護保険料を減免す		同年3月1日に13,660円、3	
ることができるとし、堺市介護保		月 30 日に 13,500 円を領収し	
険施行規則で保険料減免基準を		ました。	
定めているが、生活困窮者の保有		今後は、申請された預貯金	
する預貯金等の資産については、		額が保険料減免基準の額に近	
元本の合計額が 350 万円以下で		い場合や、申請前の出金によ	
あることを減免の条件としてい		り同基準に合致している場合	
る。		については、金融機関への照	
しかし、減免の申請者から提出		会等の調査を行います。	
を受けた通帳の写しにおいて、申			
請の約1か月前に300万円が出金			
され、その出金がなければ減免の			
条件を満たしておらず、かつ、全			
額を支払等に充てたか不明であ			

り、他にも預貯金を保有している 可能性があったにもかかわらず、 出金の意図や内容の確認、各金融 機関への照会等の調査をするこ となく減免しているものがあっ

なお、監査期間中に地域福祉課 が各金融機関へ照会を行ったと ころ、350万円を超える預貯金を 保有していたことが確認され、そ の結果、本来減免できない者に減 免していたことが判明した。

4(2)

社会福祉費負担金 (養護老人ホー ム負担金) について

堺市老人福祉法施行細則に基づ き、養護老人ホーム入所者負担金を 収入している。

この事務について、以下のとおり 指摘すべき事項があったので、適切 な処理をする必要がある。

ア 督促状の送付

堺市債権の管理に関する条例 施行規則等において、督促は、納 期限経過後30日以内に行い、督促 に指定する期限は、督促を発する 日から起算して10日を経過する 日と定められている。

しかし、令和4年6月分の入所者 負担金について、納期限(7月29 日)までに入金されなかったもの 3件に対して、納期限経過後から 30日を超えた9月9日に督促状を 送付していた。

また、督促に指定する期限につ いて、9月9日から起算して10日を

御指摘を受けた督促計 3 件 北保健福祉総合 については、令和 4 年 11 月 18 日までに全て納付されまし

現在は、施行規則等の内容 を課内で改めて共有した上 で、督促期日や手順について、 必要な事務処理を手順書とし てまとめ、担当者以外の課員 でも処理できる状態にしまし た。

納付書及び督促状の日付に ついては、誤りが生じないよ う Excel ファイルにおいて管 センター

地域福祉課

経過する日とすべきところ、納付 書には送付日と同日の9月9日、督 促状には納付書と異なる9月10日 と記載して送付していた。

理の上、RPA により督促状及 び納付書の作成に必要なデー タが出力されるように改善し ました。また、決裁時も期日 等をよく確認するようにしま した。

督促状及び納付書の送付時 期については、以前よりも1 週間前後早めることで、施行 規則で定められた納期限経過 後 30 日以内に確実に送付で きるようにしました。

7 (4)

現金等の管理について

現金等の管理に係る事務につい て、以下のとおり指摘すべき事項が あったので、適切な処理をする必要 がある。

ア 現金出納簿の整理

介護保険料過誤納還付金に係 る前渡資金の現金出納簿におい て、預金の残額を記載すべきとこ ろ記載していないものや、現金の 残額を記載すべき欄に、預金から 引き出した現金の額を記載して いるものがあった。

御指摘を受け、速やかに現土北保健福祉総合 金出納簿を修正し、訂正箇所 については、前渡資金受領者 である所属長の訂正印を押印 しました。

また、御指摘を受けた翌日 に、現金出納簿の記載の仕方 を課内で共有しました。現在 は、現金出納簿の記載例をフ アイル裏表紙に貼り、記載時 及び決裁時に記載例と相違な いか確認をするようにしまし

センター

地域福祉課